

令和4年度第1回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 令和4年 5月30日（月） 午前10時58分開会 午前11時24分閉会

●開催場所 別館3階特別会議室

●会議録

○事務局 配付資料の確認。レジュメが一部、施設の概要調書。

現在、副市長が不在となっているので、指定管理者選定委員会設置要綱第3条第5項の規定により、総務部長に議長を務めていただきたい。

○委員長職務代理者 要綱の規定に従い、議長を務めさせていただく。

まず議題の1、今年度指定管理者の候補者を選定する施設について、本年度の対象施設は太陽の広場のみとなっているので、介護保険課から提案内容の説明を受けたい。

○介護保険課 太陽の広場の概要について。当該施設は平成6年に建設、設置され、運営については同年から老人クラブ連合会に委託し、平成17年度から現在まで指定管理により運営を行っている。

利用時間は、ゲートボール場が午前7時から午後6時まで、集会所は午前7時から午後9時まで。使用料は、ゲートボール場が無料、集会所は1時間当たり420円。そのほかに空調利用料として1時間210円。施設内容は、ゲートボール場が6面、集会所が1棟、トイレが1棟。

次に「3 収支状況」。収入について、主なものは市からの指定管理料。令和元年度まで150万円だったが、令和2年度からは120万円に削減している。管理運営に当たっては、指定管理料と施設利用料による収入分の範囲内で指定管理者が運営を行うこととしている。

次に「5 利用状況」。延べ利用者数は、平成29年度5,173人、平成30年度5,051人、令和元年度5,140人、令和2年度2,934人、令和3年度2,581人。令和元年度までは年間5千人以上の利用者がいたが、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の使用制限等によって大きく減少している。

次に「6 指標」。利用者1人当たりのコストは、支出合計を延べ利用者数で割ると1人当たり551円。1日当たりの開館コストは、支出合計を開館日数で割ると3,893円。

「7 民間参入可能性度チェック」について。まず、①については、当該施設は民間事業者等に委ねることで利用者のニーズに合ったサービス内容の充実が図れることから該当。②については、当該施設を民間事業者に委ねることでコスト削減を図ることが可能であることから該当。③についても、利用の平等性、公平性などは行政でなくても確保できるということから該当。④については、類似する同等のサービスの提供は自治会連合会などが担うことも可能であることから該当。⑤については、いま現在、老人クラブ連合会で運営を実施できていることから該当。⑥については、使用料、利用料金により運営が可能かというところについては、施設利用料なども少額であることから非該当。

続いて「8 公募の有無」について。前回に引き続き、今回も公募しないということを提案したい。理由としては、1つ目は老人クラブ連合会は平成6年の開設時より集会所内に事務所を置き、市内各単位老人クラブとの連携を図り、その発展を促すとともに、高齢者の生きがいの活動拠点として、この施設を利用者間の交流の場とし、地域社会における老人福祉の増進に寄与してきたという実績があること。2つ目は当該施設の利用者の中心が、ゲートボ

ールやグラウンドゴルフなどをされている高齢者の方々であるということ。3つ目は指定管理者制度導入後、本市の指導のもと経営効率に努めており、本市からの支出についても、平成17年度は184万円だったが現在は120万円まで経費を抑制できていること。最後の理由として、本市が取り組む高齢者支援事業において、中間市老人クラブ連合会の協力発展が必要であり、高齢者の孤立化など問題を改善するうえで、高齢者の集いの場として必要であると考えているため。

「9 指定管理期間」について。指定管理制度の運営方針に沿って5年間としている。前回の指定期間が1年間であり他の有効な方法も検討してきたが、現時点で他に有効な対策までには至っていない。また、平成29年度に策定された中間市公共施設等総合管理計画における簡易評価では、用途の廃止も含めて「要早急対応」に該当している。しかしながら、当施設の老朽化については、平成25年に集会所内の改修を行っており、現時点では老朽化に伴う大規模改修は必要でないこと。また老人クラブは老人福祉法において地方公共団体による援助団体に位置づけられており、地方公共団体の責務として、高齢者の活動の場の援助と考えるならば、高齢者が屋外で活動できる唯一のゲートボール場である、太陽の広場は存続すべきと考えている。このため所管課としては、やはり安易な施設の廃止は、高齢者などの住民生活へ与える影響が大きいと考えている。次回の指定については、先ほどの理由により公募しないということ、介護保険課として考えている。

- 委員長職務代理者 今回の太陽の広場については、公募は行わず、引き続き現在の老人クラブ連合会に再指定をするということ。指定期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間。指定管理料は、本年度と変わらず年間120万円、5年600万円で交渉したいということ。ただいまの介護保険課からの説明について質問、意見は。
- 委員 公募しないということでもいいと思うが、指定する期間が5年間ということで説明があっている。先ほど担当の方が説明した理由ももっともだと思うが、いま実際に中間市内の多くの公共施設等で統廃合もしくは再編等が進んでいく中で、今後もっとそういうことが起き得る可能性が十分考えられる。それから太陽の広場が要早急対応の施設であること。そういうことを考えると、5年という期間を設定することによって逆に縛られる可能性も出てくるのではないかな。運営に関しても柔軟な対応がもっとできるのであれば、3年等で一度見直しをかけておいた方が、後々の対応を考えたときに何とかやれるのではないかな。
- 委員長職務代理者 確かに市全体が公共施設の見直しという中で、まだ学校再編についても実際にまだ何校にするかというのも出てないし、当然、どこにどの学校というのも全く決まってない中で、令和5年度からの5年間というのがどうかなというところ。
- 委員 3年がいいのか、2年がいいのか、1年がいいのかを考えないといけない。その期間とする理由、ここが必要であって、なぜ、何年にするのか。今、総合計画を作ってる中で、いろんな形で全体の計画の整合性を取っていかないといけない。それを踏まえてやっていかないと、この指定管理の説明もなかなかできないのではないかな。今まではそういうこともあって1年更新でやっていた部分があるので。1年増やすにしても2年増やすにしても、しっかりした理由で、全体の中間市のそういう整合性をとった中で、この期間は考えた方が良いのではないかな。
- 委員長職務代理者 いずれにしても何年かで判断しないといけないが、どう判断するにしても根拠が必要ということ。

- 委員 極端な意見として一部に廃止という意見もかなり出ていたと思うが、その理由のひとつに、老人会全体の利用になってないのではないかという意見がかなり出ていた。そういったところを打ち消すだけのきちんとした、継続していくための理由づけというのをきちんと読み込んでいただきたい。
- 委員長職務代理者 確かに老人クラブ連合会に加入していない老人クラブも多くある。基本的には老人クラブ連合会に、公募せず引き続きお願いするという方向についてはよろしいか。そこについての反対意見というのはないか。
- 委員 はい。
- 委員長職務代理者 指定管理料は変わらず120万円。となるとあとはもう期間。原課としてはやはり、老人会の関係もあるから、基本5年でいきたいということだとは思いますが。
- 委員 これは企画と公共施設、そこら辺と一回調整して、整合性を合わせた中でやっていった方が良いのではないか。
- 委員長職務代理者 ほかにこの件について何か意見は。原課の方からは、指定管理の期間の原則というところで5年の提案がなされていたが、公共施設等総合管理計画の簡易評価においても要早急対応施設に該当しているということもある。また今後の状況の変化、市全体の公共施設のあり方を進める中で、用途見直しや売却の検討ということも視野に入れないといけない。そこら辺で、〇〇委員さんの方から3年程度でと、そちらの方が柔軟な対応が可能ではないかということだが、なかなかこの場ですぐには結論が難しいような気がするのだが。例えばこれいったん持ち帰っていただき、また企画、財政、公共施設、それから介護保険課と再度協議をしていただき、ほかの委員についてもその辺の期間というところをちょっと検討していただいてよろしいか。
- 委員 今年も1年ならまあそこでっていう話にはなるのだが、それを2年にするとか、3年にする、5年にするということが根拠が絶対いると思う。だから3年なら3年でも良い。総合計画が令和5年にできるならそれに合わせて2年とか、何かないと。1年だったら「また今年も決まってないから1年間にします」っていうなら問題はない。ただ、1年でも2年でも増やす場合は、その根拠がやっぱりいるだろうから、そこら辺は総合計画などとすり合わせてしっかりした方向性を出してもらって、この年数ということを出してもらえれば、それで判断したい。
- 委員長職務代理者 その辺はまた原課、それから財政、企画も含めて、再度協議いただくということでもよろしいか。
- 委員 それとも、もう3年がいいか。
- 委員 でも3年にするなら3年の根拠が。
- 委員 1年だったらそのままでもいいと思う。
- 委員 5年なら確かに根拠はいらない。
- 委員 「今年度はちょっと様子を見ます」という話になると思うが、5年にすると「では根拠は」と。確か学校再編は令和9年だったから、その辺の説明がしっかりしていないと、また変なかたちになったらいけないから。
- 委員長職務代理者 5年それから1年については、特段の理由はいらないというところだが、また2年、3年、4年になると、それなりに理由づけが必要。例えば、期間を長くすることによるスケールメリットというのはそんなになくような気がす

るが、原課としてはどうか。極端な話、この1年と5年でどこがどう変わっていくのか。

- 介護保険課** 介護保険課としては、ここの開設当初から老人クラブ連合会の方に、委託から指定管理の方に変えてやってきていただいている。そもそも老人福祉法という高齢者の活動の場やそういったものを援助をしなければならないという立場を考えて、あの施設を管理するには老人クラブが拠点として入ってやっていただくのが一番望ましいというところは全然変わりはないと思っている。

施設については、市内に1ヶ所しかないような活動の場を、なかなか安易に廃止というのはどうかというところで、今後も残すのであれば、老人クラブの方がいい。

ただ5年にしたのは、この方針に沿って今回5年で上げさせていただいている。そしていただいた内容をもう一度検討させていただき、そこで1年なのか3年なのか判断、検討したい。

- 委員** 基本的にここを廃止しようとか全然思っていない。ただ指定管理自体の見直しで、今回のチャレンジショップから何か直営になったという経緯があるので、そこをしっかりと理解してこれに臨まないといけない。来年は体育館もあがってくる。どうしてもそういうところで指定管理が今考えられているところなので。

これはこれで必要と僕は思う、この場所が。でもそれは指定管理がいいのか、委託がいいのかということになってくる可能性も出てくるから、この年数、期間についてはしっかりと理由が説明できることが重要ではないかと思っているだけ。これを老人クラブにさせたくないとか、そういう意味では全くない。

- 委員** 例えば5年という指定管理をとりたい場合というのは、受ける業者がそれなりに準備をしないと行けないから、1年、2年じゃ元が取れないでしょうという意味合いもある。例えば学校給食。今まで5年契約にしていたのだが、学校再編の問題が上がったものだから、申し訳ないけど途中で切らしてもらおうと、5年いりませんということ。これはあくまでもやっぱり業者さんが受けるためには準備をして、例えば配送する車とか調理用品とか、そういったものを準備をしないと行けないから、ある程度期間を取ってあげないとできないという場合がそういうふうになると。

ただここに委託するにあたって、5年にしようが1年にしようが問題ないという感じがしているので、その辺を十分注意して理由づけをしてもらえればいいと思う。

- 委員長職務代理者** 期間だが、今日、結論を出すのは厳しいようなので、また集まっていたかかないといけませんが、次回の選定委員会をお願いしたい。また第2回の指定管理者選定委員会を開催する形に。また、日程等は改めて連絡する。

続いて議題の2、今後の日程について、事務局の方から説明をお願いしたい。

- 事務局** 本日、公募を行わないということについては異議はなかったもので、次回の選定委員会で指定期間の件について承認がいただけたら、太陽の広場に係る選定委員会の審査は次回で一応終了ということになる。その後は、介護保険課と指定先の老人クラブとで細かい部分について詰めていただいた後、12月に議案上程、議決をいただき正式に決定したら、3月に協定の締結というスケジュールになっている。

- 委員長職務代理者** 次回は、議会終了後、7月上旬ぐらいに開催できればと思っている。以上で本日の選定委員会を終了する。